

3月臨時教育委員会（第1回）会議録

- 1 開催日 令和2年3月25日（水）
- 2 開催場所 新館8階 教育委員室
- 3 出席した委員 小南教育長、廣岡委員、播委員、坂元委員、土屋委員
- 4 出席した職員 高井教育総務部長、山本教育指導部長、
吉田教育総務部次長、杉本教育指導部次長、
神吉教育指導部学校教育担当参事、
山野教育総務課長、岸田学務課長、
福島社会教育・スポーツ振興課長、
境学校教育課長、今津青少年育成課長、
加藤教育研究所長、藤崎教育総務課副課長、
岡本教育総務課管理調整係長
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事の要旨
- 開 会 午後1時30分
- 会議録署名委員指名のこと
土屋委員に決定
- 会議公開の可否決定のこと
協議事項3「事務局及び学校その他の教育機関の職員の異動について」は非公開とすることに決定

（協議事項）

- 1 令和元年度3月補正予算（追加分）に係る意見について
（教育総務部次長から説明）
原案可決

委 員 : 国からの交付金は、どのような算定根拠なのか。

事 務 局 : 幼稚園については、国の交付金を活用した県補助事業の1園当たりの上限額が50万円となっている。その上限額内において保健衛生品を購入するため、16園分で800万円を計上している。内訳としては、備品購入費として560万円を計上しており、具体的には各教室に1台の

空気清浄機の購入を予定している。それ以外の消耗品費については、マスク、アルコール消毒液、石けん及び除菌シートなどの衛生用品の購入を予定している。

児童クラブについても同様に、国の交付金の1クラブ当たりの上限額が50万円のため、78クラブ分で3,900万円を計上している。幼稚園と同様に、備品購入費として空気清浄機の購入を予定しているが、教室の面積と空気清浄機の性能を勘案して、1教室当たり2台の購入を予定している。なお、消耗品費については、幼稚園と同様である。

委員： 近頃は、衛生用品の中でも特にマスクやアルコール消毒液の購入が困難となっているが、入手できる見込みはあるのか。

事務局： 国から県を通じて優先的にあっせんされるという案内が届いているため、それらを活用しながら、できる限り早期に購入できるよう努めたい。

2 「教育アクションプラン2020」の修正について (教育総務部次長から説明)

原案可決

委員： 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連の記載については、大会の延期が正式に決定したため、状況を勘案しながら内容を変更する必要があるのではないかと。

事務局： 大会名の変更がないことに加え、大会のホストタウンとしての取組や、大会後のレガシー創出に向けた取組については、引き続き行う予定であり、内容の修正は必要ないと考えている。

委員： 13ページの「地域における身近なスポーツ環境の整備」の末尾に、「今後の動向等を注視しながら適切に対応する」などの一文を入れる方が、延期になった状況を勘案しながら対応ができていることが伝わりやすいのではないかと。

事務局： 検討する。

教育長： 記載方法等については、一任いただくことで良いかと。

各委員： (異議なし)

3 事務局及び学校その他の教育機関の職員の異動について (議事を非公開とする)

(その他)

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかる新年度の学校対応について

- 委員： 児童生徒の新学期の朝の健康観察に関して、毎朝学校で確認することとしてあるが、発熱や風邪症状の確認はどのように行うのか。
- 事務局： 風邪症状については、文部科学省の指針に従い出席停止として対応する。
- 委員： 新型コロナウイルス感染症については、現時点では治療法が確立されておらず、医療機関での感染や医療崩壊を防ぐ観点からも、むやみに医療機関を受診すべきではない。
- 委員： 発熱が続いても、本人が元気な場合は医療機関を受診する必要はない。発熱があり、学校は出席停止となる場合でも、体調が悪くなければむやみに医療機関を受診しないよう周知することはできないか。
- 委員： 学校から医療機関を受診しないように指示することは困難であると考えているが、保健だよりなどにおいて、安易な受診が思わぬ感染拡大を招く可能性があることや、発熱があっても体調が悪くない場合は、できる限り家庭で療養するように周知することはできるのではないか。
- 委員： 新型コロナウイルス感染症については、既に学校から保健だより等で必要な情報を周知されていると思うが、今一度、手洗いなどの基本的なことも含めて周知する必要があると考える。
- 教育長： 医師会などからの参考となる通知があれば、学校としても周知しやすいと考える。
- 委員： 学校の教員に風邪症状がある場合はどのような対応になるのか。
- 事務局： 本人及び家族に風邪症状がある場合には、特別休暇を取得することができる。
- 委員： 児童生徒の体温を学校で測ることはできるのか。
- 事務局： 学校には限られた数の体温計しかなく、全児童生徒の体温を測ることは困難である。水泳の授業時と同様に、家庭で計測した熱を毎朝自己申告してもらうこととしている。

○ 閉 会 午後 2 時 38 分